破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１０１号
札幌市西区西野２条６丁目２番９号
破産者　中川　永恵（旧姓芳武）
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６号
青森県上北郡おいらせ町境田22番地３、破産手続開始決定時の住所青森県上北郡おいらせ町西後谷地24番地86
破産者　松坂　琢也
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２４５号
盛岡市長橋町３番31号、開始決定時の住所盛岡市中野１丁目15番８号
破産者　渡邊　　英
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６２号
金沢市東力３丁目２番地　シャン・ド・マルス107号、開始決定時の住所金沢市横山町12番15号
破産者　藤田健人こと　藤田　健一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５８６２号
大阪市城東区森之宮１丁目５番1119号
破産者　白　　光
1　破産債権の届出期間　平成26年６月20日まで
2　一般調査期日　平成26年７月22日午後３時30分
平成26年５月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６４号
名古屋市西区歌里町89―１ヴィラージュ歌里103号室
破産者　伊藤　裕美
1　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
2　一般調査期日　平成26年７月23日午前10時30分
平成26年５月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第６４９４号
大阪市中央区南本町２丁目６番12号サンマリオンＮＢＦタワー
破産者　株式会社日本エイペックス
1　期日　平成26年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年５月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６０号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
破産者　株式会社京都国際
1　期日　平成26年６月27日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年５月21日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１１９号
山口県防府市八王子１丁目１番21号
破産者　有限会社山陽楼
異議申述期間　平成26年７月10日まで
平成26年５月22日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
山口県防府市大字新田930番地の６
破産者　英旅行社こと　森高　英城
異議申述期間　平成26年７月10日まで
平成26年５月21日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０９３号
東京都中央区銀座１丁目16番１号
清算株式会社　株式会社エイチ・エス・ジー
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１００５号
広島市西区商工センター５丁目14番20号
清算株式会社　株式会社岡商店
代表清算人　岡　　順一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1（債務確認）
株式会社岡商店（以下「清算会社」という）は、別紙債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本日現在同債権者一覧表記載の債務を負っていることを確認する。
2（債務免除）
別紙債権者一覧表記載の各協定債権者は、清算会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日にその債務を全部免除する。
3（新財産の発見とその後の処理）
第２項の債務免除後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、別紙債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては、上記各協定債権者が前第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第２号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1000番地
再生債務者　株式会社バンプラ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年５月20日　　前橋地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
新潟県三条市福島新田丙1620番地１
再生債務者　ダイヤ精工株式会社
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年８月４日から平成26年８月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
横浜市港北区新羽町570番地
再生債務者　株式会社ナカアンドカンパニー
1　決議に付する計画案　平成26年５月13日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年６月20日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年６月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年６月18日
平成26年５月20日
横浜地方裁判所第３民事部